

香川県条例第27号

香川県社会福祉施設等の人員、設備、運営等の基準等に関する条例の一部を改正する条例

香川県社会福祉施設等の人員、設備、運営等の基準等に関する条例（平成24年香川県条例第52号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前				
<p>(定義) 第2条 略</p> <p>(基準の一般原則) 第3条 略</p> <p>(指定障害児通所支援事業者の指定を受けることができる者等) 第16条 略</p> <p>(1) 略 (2) 介護保険法第70条第2項第1号及び第115条の2第2項第1号 介護保険法施行規則（平成11年厚生省令第36号）第126条の4の2及び第140条の17の2 (3) 略</p> <p>別表第1（第2条、第3条、第7条、第8条、第10条、第13条、第14条、第15条関係）</p> <table border="1" data-bbox="185 1417 1068 1455"> <tr> <td>社会福祉施設等</td> <td>法令</td> </tr> </table>	社会福祉施設等	法令	<p>(定義) 第2条 この条例において「社会福祉施設等」とは、別表第1の左欄に掲げる施設又は事業をいう。</p> <p>(基準の一般原則) 第3条 社会福祉施設等の基準は、この章に特別の定めのあるものを除くほか、別表第1の左欄に掲げる社会福祉施設等の区分に応じ、それぞれ同表の右欄に掲げる法令に規定する基準をもって、その基準とする。当該法令の改正に伴う経過措置についても、規則で定めるものを除き、同様とする。 2 前項の規定により同項の法令に規定する基準を社会福祉施設等の基準とするに当たっては、本県の実情を考慮して、同項の法令のうち別表第2の第1欄に掲げる法令の同表の第2欄に掲げる規定中同表の第3欄に掲げる字句は、それぞれ同表の第4欄に掲げる字句とする。</p> <p>(指定障害児通所支援事業者の指定を受けることができる者等) 第16条 次の各号に掲げる法令の規定の条例で定める者は、当該各号に定める法令の規定に定める者とする。 (1) 略 (2) 介護保険法第70条第2項第1号、<u>第79条第2項第1号</u>及び第115条の2第2項第1号 介護保険法施行規則（平成11年厚生省令第36号）第126条の4の2、<u>第132条の3の2</u>及び第140条の17の2 (3) 略</p> <p>別表第1（第2条、第3条、第7条、第8条、第10条、第13条、第14条、第15条関係）</p> <table border="1" data-bbox="1171 1417 2054 1455"> <tr> <td>社会福祉施設等</td> <td>法令</td> </tr> </table>	社会福祉施設等	法令
社会福祉施設等	法令				
社会福祉施設等	法令				

1～18の2 略

別表第2（第3条関係）

第1欄	第2欄	第3欄	第4欄
略			
指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準	第39条第2項、 <u>第53条の3第2項</u> 、第73条の2第2項、第82条の2第2項、第90条の2第2項、 <u>第104条の4第2項</u> 、第118条の2第2項、 <u>第139条の3第2項</u> 、第154条の2第2項、第191条の3第2項、第192条の11第2項、第204条の2第2項及び第215条第2項	略	
略			

1～9の2 略	
10 介護保険法第41条第1項に規定する指定居宅サービスの事業及び同法第42条第1項第2号に規定する基準該当居宅サービスの事業	指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準（平成11年厚生省令第37号）
11～18の2 略	

別表第2（第3条関係）

第1欄	第2欄	第3欄	第4欄
略			
指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準	第39条第2項、 <u>第53条の2第2項</u> 、第73条の2第2項、第82条の2第2項、第90条の2第2項、 <u>第104条の3第2項</u> 、第118条の2第2項、 <u>第139条の2第2項</u> 、第154条の2第2項、第191条の3第2項、第192条の11第2項、第204条の2第2項及び第215条第2項	2年間	5年間
略			

附 則

この条例は、公布の日から施行する。